

〔V〕 外観検査に係るチェック項目及びその判断方法

検査機関名：公益財団法人 大分県環境管理協会

I) 外観検査
1. 設置状況

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
槽の水平、浮上または沈下 破損または変形等の状況	①水平の状況	水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	水準器、槽内壁に示されている水準目安線、越流せき・各室(槽)の水位、流入管底・放流管底との水位差等により確認する。 ○7条検査時においては、槽自体の機能に影響が無く越流せきの調整が出来る施設で調整にて改善可能と考えられる場合「可」とし判定する。 ○11条検査時においては、槽自体の機能に影響が無く越流せきの調整等をして改善が可能か、スカムの堆積状況や水質の状況を組み合わせて「可」又は「不可」と判定する。	7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。 ・状態と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」とする。	A
	②浮上または沈下の状況	浮上または沈下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	浮上または沈下が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。	A
	③破損または変形の状況	一部変形が認められるが軽微であり処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損または変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	槽本体部分の破損または変形の有無を確認する。内部設備については、「内部設備の固定状況」の項目でチェックする。	7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。	A
漏水の状況	①漏水の状況	—	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	目視により、各室(槽)の水位差を確認し、管渠及び槽本体から環境への漏水をチェックする。 ○7及び11条検査時においては、明白な亀裂等の破損部位が確認できない場合は、施工・管理・清掃へ確認を行い、状況確認等の経過観察を行い次回検査(11条)にて確認するため、「可」と判定する場合有り。	7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。 ・明白な確認が取れない場合経過観察の為「おおむね適正」又は「不適正」とする。	A
	②溢流の状況	—	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	目視により、管渠及び槽本体から環境への溢流をチェックする。 *地下水の浸入については、この項目でチェックする。	7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。	A
浄化槽上部の状況	①上部スラブの打設の有無	スラブの打設はないが、維持管理作業性等に与える支障は軽微である。	スラブの打設がなく、維持管理作業性等に著しい支障を与えることが明らかである。	○中間スラブの打設有り又は今後浄化槽本体に破損変形等の可能性がない場合(埋設せず地上設置した場合など)指摘しない。	7条/11条とも基本判定は、「おおむね適正」とする。 ・今後浄化槽の浮上、破損変形等の可能性が考えられる場合は、「不適正」とする。	C
	②嵩上げの状況	小型：嵩上げ高が30cm以下であるが維持管理作業性に軽微な支障を与えている。 中・大型：維持管理作業性に与える支障は軽微である。	小型：嵩上げ高が30cmを超えている。あるいは嵩上げが30cm以下であっても維持管理作業性に著しい支障を与えている。 中・大型：維持管理作業性に著しい支障を与えていることが明らかである。	小型合併処理浄化槽については嵩上げ状況を重視し、中・大型合併処理浄化槽については維持管理作業性を重視した判断とする。 小型合併 (21人槽～50人槽) : 31cmを超える場合は、基本としてピット構造とし軽量・堅固な上蓋を設置すること。 中・大型 (51人槽以上) : 保守点検がスムーズに行えるようように、対策や改善を求める。	7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。 ・31cmを超えても、維持管理作業性に軽微な支障でしかない場合は、「おおむね適正」とする場合もある。	A
	③浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	物が置かれているが、移動が可能であるなど、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	構築物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	浄化槽上部、周辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の有無等についてチェックする。 槽内への木の根の侵入については、この項目でチェックする	7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。	A
雨水、土砂等の槽内への流入状況	①雨水の流入状況	升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。	雨水排水管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中の升の蓋が密閉されてなく、かつ、雨水等が流入するおそれがある場合はこの項目でチェックする。	7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。	A
	②土砂の流入状況	升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められるが、軽微である。	土砂の著しい流入が認められる。		7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。	B

別紙1-2

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
雨水、土砂等の槽内への流入状況	③その他の特殊な排水の流入状況	処理対象以外の排水の流入が認められるが、軽微である。	処理対象以外の排水管の接続が行われているなど、特殊な排水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中で、 屋外の給水栓の排水管 、受水槽の水抜き管（オーバーフロー管）、病院の場合、臨床検査室、手術室及び人口透析室の排水管などが接合されていないことをチェックする。 異臭、汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、水質検査などで異常が認められた場合は、それぞれ該当する項目の部分でチェックする。 ○屋外の給水栓の排水管接続は原則「不可」とする。但し、外壁があり且つ屋根で保護されている等、雨水流入の恐れが無いと判断された場合においては、特に指摘しない。 ○掛け流し等含む温泉排水の流入については、この項目にてチェックして「不可」とする。	7条/11条とも基本判定は、「不適正」とする。	A
内部設備の固定状況	①スクリーン設備の固定状況	スクリーン設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	スクリーン設備やし渣受けカゴが欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」とする。	B
	②ポンプ設備の固定状況	ポンプ設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ポンプ設備の欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブを含む。ガイドチェーンの腐食、欠落が無いが特に注意を要する。 小型合併処理浄化槽のエアリフトポンプについてはこの項目でチェックする。 ○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」とする。	A
	③接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	接触材、ろ材、担体等の固定または保持不良が認められるが軽微であり処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」とする。	A
	④ばっ気装置の固定状況	ばっ気装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。 ○送風機のばっ気用と逆洗用の空気配管の誤接続が認められる	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。 配管誤接続や破損等の状況は、この項目でチェックする。 ○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」とする。	A
	⑤攪拌装置の固定状況	攪拌装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A：擬集工程の急速、緩速攪拌装置、脱陰槽等の攪拌装置の場合 B：流量調整槽や汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置の場合 機械攪拌方式のばっ気モーターの固定状況は、この項目でチェックする。 ○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」とする。	A、B
	⑥汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	汚泥返送装置または汚泥移送装置には、エアリフトとポンプを用いている場合、関連する空気配管を含む。 排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。 ○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」とする。	A
	⑦循環装置の固定不良	循環装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	分水計量装置及び循環用ポンプは、この項目に準じてチェックする。 ○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」とする。	A

別紙 1 - 3

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
内部設備の固定状況	⑧逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	逆洗装置または洗浄装置の固定不良が認められるが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置又は洗浄装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A
	⑨膜モジュールの固定状況	—	膜モジュールの欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況の項目に準じてチェックする。 ○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A
	⑩消毒設備の固定状況	消毒装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	消毒装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A
	⑪越流せきの固定状況	越流せきの水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	越流せきの欠落、水平の狂い、破損変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	○槽自体の機能に影響が無く越流せきの調整等をして改善が可能か、スカムの堆積状況や水質の状況を組み合わせて「可」又は「不可」と判定する。 ○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A
	⑫隔壁、仕切り板及び移流管(口)の固定状況	一部変形等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損または著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A
	⑬その他の内部設備の固定状況	一部固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	本固定状況のなかには、流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、消泡装置、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベル等の固定状況のチェックを含む。 A：流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合。 B：A以外の場合 ○三次処理(単独・合併)等の固定状況のチェックを含む。 ○7条検査では、固定状況の不備は、軽微であっても「不可」で判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A、B
設置に係るその他の状況	①設置場所の状況	一部通気不良等が認められるが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	処理機能上あるいは維持管理上、不適切な場所に設置されている。	雨水が停滞しやすいまたは通気性が悪い場所での設置により、処理機能への影響を及ぼすことがある。 駐車場内の設置や、浄化槽上部への土砂の流れ込みで保守・清掃等の作業に支障が有る場合は、この項目にてチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	C

別紙1-4

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
設置に係るその他の状況	②流入管渠及び放流管渠の設置状況	流入管渠または放流管渠途中の升の一部欠落等が認められるが、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	流入管渠または放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。 ○管渠内に汚水の顕著な滞留が認められ、閉塞等の原因に今後なる。 ○マンホール設備の固定不良、設置不良が認められ、起点、屈曲点、合流点、及び一定間隔ごと等に適切な点検升の設置がない。	○流入管渠の内部構造は基本的には、インバート構造とする。ただし、屎尿排水管路以外の活排水のみの拵及び、油脂分離槽は除く場合がある。 ○起点、屈曲点、合流部等、必要箇所に点検升が設置してあるか、蓋は防水密閉型で、流先への勾配が十分に確保されているか、降雨時に逆流などの怖れは無いかに注意して確認する。 ○合流部でのトラップが、必要箇所に設置してあるか、二重構造になっては無いかに注意して確認する。 ○手洗い用流入配管の升の設置状況については、配管が短い場合は起点、屈曲点等の升の設置は必ずしも必要としないことに注意する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」 *配管は、設置届出時と違い届出が無く変更されて点検等に重大な支障が有る場合は、「不適正」とする。	A
	③送風機の設置状況	送風機の取り付け架台の未設置、騒音、振動等の発生が認められる。	送風機の未設置や取り付け不良、空気配管の露出や過長が認められる。	送風機本体から槽本体の接続部までの空気配管、防水、予備コンセントやアースのチェックを含む。ただし、アースの不必要なものもある。 A（不可）：送風機の未設置の場合 B（可）：A以外の場合	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A、B
	④増改築等の状況	増改築に伴い、人槽の変更が行われていないが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	増改築に伴い、処理対象人員と人槽に大幅な差が生じており、処理機能に影響を与えることが明らかである。 ○使用用途又は規模が変更され、流入汚水負荷量が増大して、処理機能に悪影響を与えている。	人槽表示等の状況を含む。 ○当初から設計条件と実流入条件が合わない場合についても、この項目で判断する。 ○別途に、風呂、台所、便所が設置してあれば2世帯住宅とみなし、10人槽の設置が必要である。便所以外設置されていなければ離れと見なして届出時の規模に変更がなければ既存の人槽でも良いが、申請時に行政レベルで許可が有る場合が有るので注意すること。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A
	⑤その他の設置状況					B

別紙1-5

2. 設備の稼働状況

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	①ポンプの稼働状況	揚水能力の低下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。 ○ポンプが常時稼働状態で有るが、処理機能や水質には影響がない。	揚水能力の不足、故障等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。 ○ポンプが常時稼働状態で、処理機能や水質に影響が顕著にある。	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整用ポンプ、放流ポンプ、逆洗水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブを含む。 小型合併処理浄化槽のエアリフトポンプについてはこの項目でチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	②送風機の稼働状況	送風能力の低下、槽内の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい	送風量の不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	仮ブロワーの設置については、この項目でチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	③駆動装置の稼働状況	一部不良が認められるが軽微であり処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	故障、破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	駆動装置とは、集泥機、スクリーンの自動掻き上げ機、回転板駆動装置、回転散水機、破碎機等を含む。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	①ばっ気装置の稼働状況	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	空気調整量の調整不能、散気装置の閉塞または破損等が認められるなど処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	②攪拌装置の稼働状況	攪拌装置の能力低下、攪拌不良等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の能力不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	機械攪拌方式のばっ気モーターの稼働状況は、この項目でチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置、及び洗浄装置の稼働状況	①汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	汚泥返送装置または汚泥移送装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置または汚泥移送装置、返送用または移送用送風機等の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	汚泥返送管または汚泥移送管内の汚泥堆積による閉塞状況のチェックを含む。 排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	②循環装置の稼働状況	循環装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	循環装置とは、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）において循環装置として規定されているものをさす。例えば、汚泥移送装置を常時稼働させている場合は①の部分でチェックする。 分水計量装置、循環用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B

別紙1-6

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置、及び洗浄装置の稼働状況	③逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	逆洗装置または洗浄装置の調整不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置または洗浄装置の故障、調整不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	各操作バルブの作動・破損状況のチェック 逆洗作動時の状況確認、特に濾過槽内の旋回流と処理水槽に空気漏れが無い目視にて注意して確認する	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
膜モジュールの稼働状況	①膜モジュールの稼働状況	膜の透過水量の低下、差圧・水位の上昇等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	膜の透過水量の著しい低下、差圧・水位の著しい上昇、透過水の懸濁等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	主として透過水量、水質からチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
制御装置及び調整装置の稼働状況	①制御装置の稼働状況	タイマー、スイッチ等の設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	タイマー、スイッチ等の設定不良、故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	制御装置については、シーケンス、タイマー、水位センサー等の設定状況をチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	②調整装置の稼働状況	流量調整槽の分水計量装置の調整不良、電磁弁や電動弁の作動不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	調整装置とは、流量調整槽等の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。 小型合併の分水計量装置等の稼働状況は、この項目でチェックする。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
生物膜又は活性汚泥の状況	①生物膜の状況	生物膜の肥厚化、はく離等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	生物膜の未生成、著しい肥厚化、はく離等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	生物膜の付着状況やはく離状況等をチェックする。 害虫生物(坂巻貝・糸状菌等)の異常繁殖による障害を、この項目でチェックする。 担体の生物処理槽内の色相やSS等の状態も含め目視にて確認する。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」	B
	②活性汚泥の状況	活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。 膜分離槽においては、適正な範囲を超えているが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。 膜分離槽においては、適正な範囲を超え、処理機能に影響を与えることが明らかである。	活性汚泥の性状や沈降性等をチェックする。膜分離槽の活性汚泥については、適正な汚泥濃度範囲をチェックする。 なお、適正な濃度範囲とは、MLSS3,000~15,000mg/lを目安とする。 生物処理槽内の色相や特に固液分離の状態も含め目視にて確認する。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」	B
設備の稼働に係るその他の状況	①その他の設備の稼働状況	換気設備、照明設備、3次処理装置等の不良が認められるが軽微であり、処理機能または維持管理作業性に影響を与えるおそれが小さい。	換気設備、照明設備、3次処理装置等に著しい不良が認められ、処理機能または維持管理作業性に影響を与えることが明らかである。	3次処理装置とは、浄化槽設置届等が提出されているものをさす。 消泡装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機等を含む。 届出が未提出であっても3次処理装置(単独・合併)等の稼働状況をチェックする。	7条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」 11条基本判定判定は、「おおむね適正」とする。	B

別紙1-7

3. 水の流れ方の状況

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
管渠、弁及び各単位装置間の水流の状況	①流入管渠(路)の水流の状況	汚水の停滞、汚物の堆積が認められるが、軽微である。(滞留の深さ: 2cm以下)	管渠の勾配不良(汚水滞留2cm以上)、破損、著しい油脂や汚泥の堆積等が認められる。	流入管渠には、油脂分離槽を含む。 管渠内に汚水の滞留が生じている主原因を特定する。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	②放流管渠(路)の水流の状況	処理水の停滞が認められるが、軽微である。 ○消毒槽のみ水位上昇している、その他の機能に影響が見られない。	管渠の勾配不良や破損、蒸発散装置浸透装置の不良が認められる。 ○槽に顕著な水位上昇が見られる、設備機能に悪影響が見られる。	放流管渠には、蒸発散装置や浸透装置を含む。 放流管渠内に処理水の滞留が生じている主原因を特定する。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	③各単位装置間の水流の状況	短絡流の形成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	移流管の閉塞または破損、隔壁の破損または変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
越流せきにおける越流状況	①越流せきにおける越流状況	不均等な越流が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	著しく不均等な越流が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	集水といにおける水の流れ方を含む。 ○7条検査時においては、越流せきの調整が出来る施設で調整にて改善可能と考えられる場合「可」とし判定する。 ○11条検査時においては、越流せきの調整等をして改善が可能か、スラムの堆積状況や水質の状況を組み合わせで「可」又は「不可」と判定する。	7条基本判定は、「不適正」とする。 11条の判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
各単位装置内の水位及び水流の状況	①原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ポンプの作動オン・オフ位置と、センサー部の引っかかりや接触による破損等のおそれがないか槽内の状況を注意して確認する。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	②流量調整槽の水位及び水流の状況	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動、攪拌不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動等による水位の著しい上昇、攪拌装置の不良、ポンプの2台同時運転が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。 ポンプ作動センサー部の引っかかりや接触による破損等のおそれがないか槽内の状況を注意して確認する。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	③嫌気ろ床槽の水位の状況	ろ材や移流管の閉塞により、水位の上昇が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ろ材や移流管の閉塞により、槽内水のオーバーフローが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ろ材が充填され、固液分離機能を有する単位装置については、この項目に準じてチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	④ばっ気槽の水位及び水流の状況	攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ばっ気装置の不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒槽、硝化槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。 槽内の旋回流の状況を目視により確認し、死水域が生じてないか旋回流の異常が見られないかチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	⑤接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	接触材や移流管の閉塞により、水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒用接触槽、硝化用接触槽及び再ばっ気槽については、この項目に準じてチェックする。 槽内の旋回流の状況を目視により確認し、死水域が生じてないか旋回流の異常が見られないかチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
各単位装置内の水位及び水流の状況	⑥生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	槽内の旋回流の状況を目視により確認し、死水域が生じていないか旋回流の異常が見られないかチェックする。 濾過槽においては顕著な水位異常が見られない場合でも閉塞傾向の場合が有る、逆洗装置作動確認と合わせて異常ないかチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	⑦平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	平面酸化床の水平の狂い、散水ろ床の閉塞が一部認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散水ろ床の冠水または平面酸化床や散水といの破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	⑧沈殿槽の水位及び水流の状況	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	⑨その他の単位装置の水位及び水流の状況	水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ろ材を充填しないで固液分離機能を有する単位装置、凝集槽については、この項目に準じてチェックする。 3次処理装置(単独・合併)等の水位・水流の状況をチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	①原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	②流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	③腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥またはスカムの著しい流出が認められる。	固液分離機能を有する一次処理装置については、この項目に準じてチェックする。 油脂分の流入蓄積状況もこの項目にてチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	④ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒槽、硝化槽、脱窒用接触槽、硝化用接触槽、再ばっ気槽、凝集槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、回転板接触槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。 槽内の旋回流の異常により、死水域が生じてのスカムの発生状況もチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	⑤生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	槽内の旋回流の異常により、死水域が生じてのスカムの発生状況もチェックする。 濾過槽において閉塞傾向の場合は、多量の底部堆積汚泥の生成が見られるので、逆洗装置作動確認と合わせて状況をチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	⑥沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の著しい堆積またはスカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。 活性汚泥処理と生物膜処理のスカムの発生状況に注意してチェックする。 保守点検や清掃の時期や状況を確認してチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	⑦消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	保守点検や清掃の時期や状況を確認してチェックする。	7条/11条とも判定は、「不適正」とする。	A
	⑧消泡ポンプ槽及び水中ブロー槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	砂ろ過原水槽、砂ろ過処理水槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着処理水槽については、この項目に準じてチェックする。 保守点検や清掃の時期や状況を確認してチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	⑨放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	保守点検や清掃の時期や状況を確認してチェックする。	7条/11条とも判定は、「不適正」とする。	A
	⑩汚泥処理施設の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	脱離液に汚泥またはスカムの流出が認められるが、軽微である。	脱離液に汚泥またはスカムの著しい流出が認められる。 汚泥貯留槽においては、所定のレベル以上の汚泥の貯留が認められる。	保守点検や清掃の時期や状況を確認してチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
水の流れ方に係るその他の状況	⑪汚泥の流出状況	放流先へ汚泥の流出が認められるが、軽微である。	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	原則として放流管渠の途中の最初の点検升でチェックする。	7条/11条とも判定は、「不適正」とする。	A

4. 使用の状況

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	所見コード	重要度
特殊な排水等の流入状況	①油脂類の流入状況	油脂類の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	油脂類の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	油脂流入の多い施設(飲食店・宿泊施設・寮)において、油脂分離槽の設置の有無と状況についてもチェックし、必要に応じて油脂分離槽の設置を助言する。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
	②処理対象以外の排水の流入状況	特殊な排水の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	特殊な排水の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	配管上は問題ない、あるいは配管の接続状況が不明の場合において、特殊な排水の流入状況についてチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B
異物の流入状況	①異物の流入状況	異物の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	異物の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	B

別紙 1 - 1 0

4. 使用の状況

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠	重要度
使用に係るその他の状況	①流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	流入汚水量、洗浄用水量等の過多または過少が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	流入汚水量、洗浄用水量等の著しい過多または過少が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A：流入汚水量の過多の場合 B：その他の場合 検査時に掃除時の薬剤の使用状況や種類、洗濯などの状況を聞き取り調査し、可能な限り使用状況の把握に努めてチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A、B

5. 悪臭の発生状況

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	所見コード	重要度
悪臭の発生状況	①悪臭の発生状況	悪臭の発生が認められるが、軽微である。	悪臭の著しい発生が認められる。	7条検査時は、立ち上がりの遅れ、11条検査時は、清掃直後による臭気の発生が多いので注意してチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」	C
	②悪臭防止措置の実施状況	悪臭防止措置が実施されているが、一部不備が認められる。	マンホール及び弁の蓋の密閉不良、トラップの不備、臭突の破損等悪臭防止措置が著しく不十分である。	流入管渠途中の点検弁内のトラップの設置状況、蓋の密閉状況等をチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」	C

6. 消毒の実施状況

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	所見コード	重要度
消毒の実施状況	①消毒剤の有無	—	消毒剤が充填されていない。	いかなる場合も、消毒薬の無い場合は、「不可」でチェックする。	7条/11条とも判定は、「不適正」とする。	A
	②処理水と消毒剤の接触状況	—	処理水と消毒剤との接触不良が認められる。		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」	A

7. か、はえ等の発生状況

小項目	チェック項目	可	不可	備考(チェックポイント)	所見コード	重要度
か、はえ等の発生状況	①か、はえ等の発生状況	か、はえ等衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。	保守管理にて害虫対策が施されているか記録等でチェックする。	7条/11条とも判定は、「おおむね適正」	C

注) 1. 重要度の欄の記号について

- A：本文4（2）に掲げられているもので、原則として、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判断することが適当であるもの。
 - B：A及びC以外の項目で、その項目が「不可」であることをもって直ちに【不適正】と判定するのではなく、水質検査又は書類検査のチェック項目が不可であるかどうかを考慮して判定することが適当であるもの。
 - C：本文4（2）に掲げられているもので、その項目が「可」であっても、総合判定において適正と判定しても支障ないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定においておおむね適正と判定して支障ないもの。
2. 「タンク」、「室」、「槽」については、代表して「槽」と表記してあるので、必要に応じて読み替えを行うこと。
3. 平成7年12月27日付け又は平成12年5月31日付けの改正により、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）に新たに位置づけられた単位装置については、備考欄に示す項目に準じてチェックすること。

〔VI〕水質検査に係るチェック項目及びその判断方法

II) 水質検査

チェック項目	単独 合併	浄化槽のBOD 処理性能	良	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠
pH	単独処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・外観と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」
	合併処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超		
汚泥沈殿率	単独処理	—	10%以上60%以下	検出されるが、10%未満	検出されない又は60%超		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・外観と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」
	合併処理	—	10%以上	検出されるが、10%未満	検出されない		
溶存酸素量	単独処理	—	0.3mg/1以上	検出されるが、0.3mg/1未満	検出されない		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・外観と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」
	合併処理	—	1.0mg/1以上	検出されるが、1.0mg/1未満	検出されない		
塩化物イオン濃度	単独処理	—	90mg/1以上140mg/1以下	30mg/1以上90mg/1未満 又は 140mg/1超270mg/1以下	30mg/1未満 又は 270mg/1超		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・外観と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」
残留塩素濃度	単独処理	—	検出されること	—	検出されない		7条/11条とも判定は、「不適正」とする。
	合併処理	—	検出されること	—	検出されない		
透視度	単独処理	—	7度以上	4度以上7度未満	4度未満	効率化検査において、BODが「良」であれば、測定結果が「可」であっても、総合判定を「適正」と判定しても差し支えない。 詳細検査において、「不可」の数値でも外観検査、書類検査において特に問題がなければ、総合判定としては「可」（おおむね適正）と判定する。	BODが「良」、「可」なら「おおむね適正」 BODが「不可」なら「不適正」で判定する。 詳細検査時は（備考欄参照）
	合併処理	60mg/1以下	10度以上	5度以上10度未満	5度未満		
		30mg/1以下	15度以上	12度以上15度未満	12度未満		
		20mg/1以下	20度以上	15度以上20度未満	15度未満		
生物化学的酸素要求量（BOD）	単独処理	—	90mg/1以下	91mg/1超120mg/1以下	120mg/1超		7条/11条とも判定は、「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・7条は外観と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」 ・11条（効率化）は原因が特定出来ない場合は、「おおむね適正」として：原因が特定出来た場合は、「不適正」とする ・11条（詳細）は、BOD測定を実施してない。
	合併処理	60mg/1以下	60mg/1以下	60mg/1超80mg/1以下	80mg/1超		
		30mg/1以下	30mg/1以下	30mg/1超40mg/1以下	40mg/1超		
		20mg/1以下	20mg/1以下	20mg/1超30mg/1以下	30mg/1超		

* 効率化検査における水質検査の判定基準

○・・・良、 △・・・可、 ×・・・不可、

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
BOD	○	○	○	△	△	△	×	×	×
その他の水質検査 ・ pH ・ 透視度	○	△	×	○	△	×	○	△	×
水質検査判定	良	可	不可	可	可	不可	不可	不可	不可
総合判定	イ (適正)	イ	ロ (おおむね適正)	ロ	ロ	ロ	ハ (不適正)	ハ	ハ

別紙3

〔Ⅶ〕書類検査に係るチェック項目及びその判断方法

Ⅲ) 書類検査

1. 保守点検記録

チェック項目	良	可	不可	備考(チェックポイント)	「不可」の判定・判断の根拠
①記録の保存	記録が保存されている。	記録が保存されていない。 ただし、保守点検が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない。 かつ、保守点検が行われていることが確認できない。	保守点検は定期的実施されているか、記録が残されているか等についてチェックする。	「不適正」で判定する。
②記録の内容	保守点検の技術上の基準に準拠して実施している。	記載内容の一部不備がある。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等、記載内容に著しい不備がある。	処理機能を確認する為の水質検査は実施されているか、記載は適切にされているか等についてチェックする。	「おおむね適正」で判定する。
③保守点検の回数	通常の使用状態において、法令で定められた回数以上である。 又は、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行なわれている。	—	通常の使用状態において、法令で定められた回数より少ない。 又は、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われていない。	* 環境省関係浄化槽法施行規則第6条及び第6条2参照	「おおむね適正」で判定する。

注) 7条検査では、使用開始直前の保守点検記録の確認を含む。

2. 清掃記録

チェック項目	良	可	不可	備考(チェックポイント)	所見コード
①記録の保存	記録が保存されている。	記録が保存されていない。 ただし、清掃が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない。 かつ、清掃が行われていることが確認できない。		「不適正」で判定する。
②記録の内容	清掃の技術上の基準に準拠して実施している。	記載内容の一部不備がある。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等、記載内容に著しい不備がある。	* 環境省関係浄化槽法施行規則第3条 参照	「おおむね適正」で判定する。
③清掃の回数	法令で定められた回数以上である。	法令で定められた回数より少ない。	法令で定められた回数より少ない。 (水質の低下が認められる。)	汚泥濃縮貯留槽または汚泥貯留槽においては、必要な回数を実施されておらず、放流水質に異常が見られる場合は、状態により「可」又は「不可」とする。 清掃実施状況で、前回実施日から1年以上経過しているものについては、指摘事項に記載はするが、他の検査項目(水質・汚泥とスカムの状況)に異常がなければ総合判定は「適正」とする場合もある。	「おおむね適正」又は「不適正」とする。 ・水質と状況の組み合わせで「おおむね適正」又は「不適正」

注) 7条検査における清掃記録の確認については、必ずしも該当しない施設がある。

3. その他の記録

建築確認申請書、設置届、設計図面、法定検査の記録等については、保守点検及び清掃の記録とは異なり、法令でその保存が義務付けられていない等のことから本ガイドラインには含めず、各指定検査機関等の判断によるものとする。